

# 浜名湖周辺地域公共サイン整備行動計画

令和6年3月

浜松市

目 次

1. 浜名湖周辺地域公共サイン整備行動計画について	P. 1
(1) 目的	P. 1
(2) 対象とする公共サイン	P. 1
(3) 地域のテーマ	P. 3
2. 経路案内標識の整備方針	P. 5
(1) 道路分類	P. 5
ア道路分類の定義	
イ浜名湖周辺地域(浜松市域・湖西市域)における道路分類の設定	
(2) 経路案内に用いる目標地の整理	P. 7
(3) 市街地のエリアと基準点	P. 8
(4) 経路案内の方法	P. 9
ア設置箇所と表示内容	
イ交差点付近の基本的な表示ルール	
ウ表示する目標値の統一化	
3. 著名地点案内標識・著名地点誘導標識の整備方針	P. 14
(1) 案内を要する著名地点	P. 14
ア著名地点の要件	
イ設置の区分	
ウ著名地点への誘導等	
(2) 著名地点への案内方法	P. 16
ア観光エリアへの案内誘導の強化	
イ地域内の各観光エリア設定と誘導方法	
(3) 主要地点案内の方法	P. 36
4. ユニバーサルデザインへの対応	P. 37
(1) 道路案内標識への英語サイズの拡大表示	P. 37
(2) 道路案内標識に表示する英語名称の統一	P. 37
(3) ピクトグラムの活用の徹底	P. 37
5. 景観への対応	P. 38
(1) 道路案内標識柱への景観に配慮した色彩の採用	P. 38
(2) 道路沿線の景観を乱している看板の撤去・集約	P. 38

【別冊】

- ・ 著名地点案内を行う施設

## 1. 浜名湖周辺地域公共サイン整備行動計画について

### (1) 目的

浜名湖周辺や山間部の北遠エリアに風光明媚な景勝地・名所等を数多く有する本地域においては、国内外からの観光客をはじめとする来訪者の円滑な移動を支援するため、公共サインの適正化を図る必要がある。

このため、本地域では、静岡県「しずおか公共サイン整備ガイドライン」（以下「ガイドライン」）及び「地域別公共サイン整備行動計画」に基づき、具体的で実務レベルでの活用ができる整備計画として、浜松市域と湖西市域とを合わせたエリアについて「浜名湖周辺地域公共サイン整備行動計画」の策定を行う。

### (2) 対象とする公共サイン

整備行動計画の対象となる公共サインは、道路案内サインの経路案内標識、地点案内標識及び著名地点誘導サインとする。

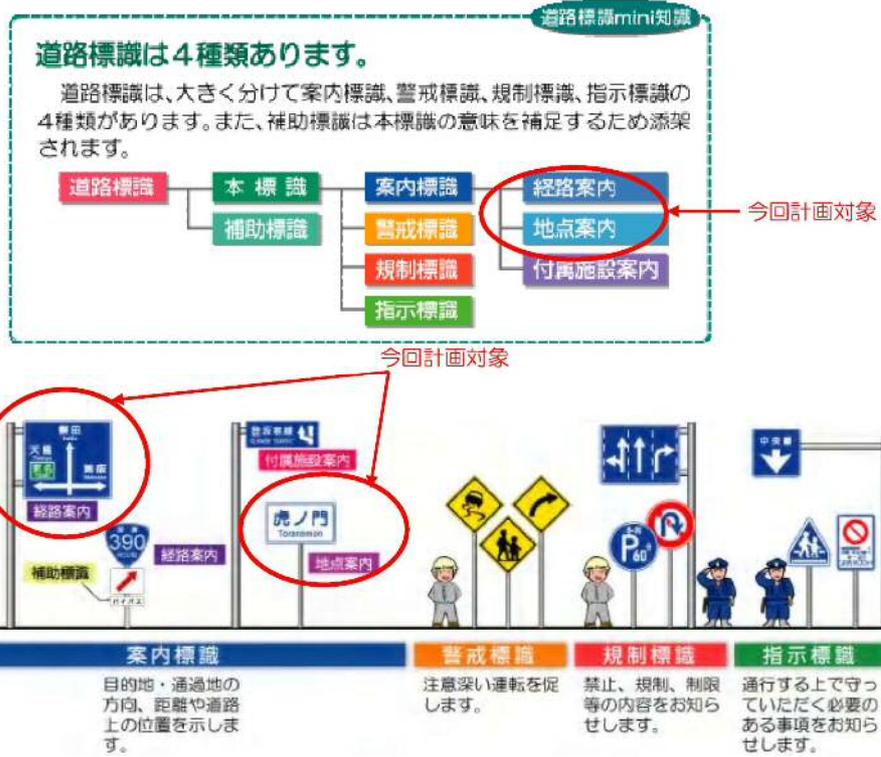
これは、県の「ガイドライン」の枠組みのうち、既存の道路標識の適正化を早期に進めていく観点から、経路案内標識や地点案内標識などの表示内容を、本市の行政区再編なども踏まえて見直すとともに、「道路標識設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）」（以下、「道路標識設置基準」）に沿って道路分類及び著名地点等の目標地表示を設定し、統一化するものである。

また、その他の公共性の高い施設などについて、各市の観光関係課等と調整しながら、著名地点への誘導ルートや誘導標識の整備を図っていくものとする。

公共サインの種類と役割

項 目		内 容
道路案内サイン	道路案内標識	経路案内標識 出発地から目的地までの経路を案内する標識(主として青地に白色文字・矢印を用いた標識)
		地点案内標識 現在地の情報提供や著名地点への案内を行う標識(主として白地に青色文字・矢印を用いた標識)
歩行者案内サイン	著名地点誘導サイン	矢印等を用いて目的の施設を案内するサインで、道路管理者以外の公共団体により設置されたもの(歩行者のための案内サインを含む)
	観光案内看板	観光地や道の駅、高速道路のSA,PAなどに設置され、比較的広域の地図情報と施設案内等が掲載された看板(おもてなしを表現するサインを含む)
	歩行者用地図看板	歩行者が目的地に向かうための情報を地図により案内する看板(主に市街地の歩道などに設置されたもの)

出典:しずおか公共サイン整備ガイドライン



道路標識の種類（参考）

出典：国土交通省道路局ホームページ「道路標識の基礎知識」

注：付属施設案内標識については、本計画の対象外とする。

(3) 地域のテーマ

浜名湖周辺地域(湖西市域〔県浜松土木事務所・湖西市所管〕及び浜松市域〔浜松市所管〕)

	(ア)円滑な移動の確保 【わかりやすさ】	(イ)ユニバーサルデザインの対応 【国際化】	(ウ)景観への対応 【景観】
共通項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい道路案内標識への改善</li> <li>・観光地エリアへの案内誘導強化</li> <li>・道路分類と目標地の適正化及び市町村合併後の案内地名の修正</li> <li>・基本ルールの徹底のための講習会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路案内標識への英字サイズの拡大表示</li> <li>・公共サインに表示する英語名称の統一</li> <li>・駅周辺や観光施設などの公共サインを多言語化</li> <li>・観光案内パンフレットの多言語化</li> <li>・ピクトグラムの活用の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路沿線の景観を乱している看板類の撤去・集約</li> <li>・標識板の裏面や標識柱に、景観に配慮した色彩の採用(茶色を標準)</li> </ul> <p>※ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)(平成 23 年 6 月)により、標識板裏面は素材色とするよう変更</p>
浜名湖周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東名、新東名、三遠南信自動車道、国道 1 号バイパス等、主要幹線道路との道路網連携のための案内強化</li> <li>・浜松市から湖西市方面、湖西市から浜松市方面を案内する目標地名の修正</li> <li>・浜名湖周辺地域から隣接する地域を案内する目標地名の修正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松駅周辺や浜名湖周辺観光地における公共サインの国際化への対応(英語・ピクトグラムの活用)</li> <li>・観光施設など、著名地点公共サインの多言語化の促進</li> <li>・静岡県「ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画」に適合させていく</li> <li>・「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針」に適合させていく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜奥三河国定公園周辺や浜名湖県立自然公園周辺の眺望を改善する景観形成</li> <li>・標識柱の色彩は、原則としてふじのくに色彩・デザイン指針に準拠</li> <li>・行政と各管理者との連携</li> </ul>

(ア) 円滑な移動の確保【わかりやすさ】

- ・ 主要幹線道路との道路網連携のための案内強化

浜名湖周辺地域内には新東名高速道路や東名高速道路、国道1号などの主要幹線道路が通過している。また、三遠南信自動車道の整備が進められ、平成23年度以降から順次供用されている。

これらの主要幹線道路と円滑に連絡できるよう、「東名」「新東名」「三遠南信自動車道」「国道1号」などの道路案内表示をアクセス道路に設置して、各道路網との連携強化を図る。

- ・ 富士山静岡空港(中東遠)地域への案内地名の修正

浜松市と隣接する磐田市が合併により市域が拡大したことで、複数の路線上に案内地名「磐田」が表示されるようになった。このため、磐田市への経路案内においては、案内地名「磐田」に天竜川を渡河する橋梁名を併記することによって、目的地までの経路をわかりやすくしていく。

(イ) ユニバーサルデザインへの対応【国際化】

- ・ 浜松駅周辺及び浜名湖周辺の観光地における公共サインの国際化への対応

当地域では、ピアノコンクールに代表されるような国際的なイベントが頻繁に開催され、多くの来訪者は東海道新幹線が停車するJR浜松駅を利用する。

また、当地域にはブラジル、フィリピン、中国、ペルー、韓国などからの居住者が多くみられる。

これらの来訪者、外国人が円滑に移動できるように、英語とピクトグラムを活用した公共サインの整備を進めていくとともに、浜名湖周辺の観光地へも誘客するよう、歩行者に対する案内標識の国際化にも取り組む。

(ウ) 景観への対応【景観】

- ・ 天竜奥三河国定公園周辺や浜名湖県立自然公園周辺の眺望を改善する景観形成

北遠山間部や浜名湖周辺には、様々な景勝地や多くの名所・旧跡があるため、周辺の景観に配慮した案内標識の整備を進める。

## 2. 経路案内標識の整備方針

### (1) 道路分類

#### ア 道路分類の定義

標識設置基準に示されている道路機能分類により、以下のように定義する。

##### ① 主要幹線道路

主として地方生活圏及び大都市圏の骨格となるとともに、高速自動車国道を補完して地方生活圏相互を連絡する道路をいう。

##### ② 幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の二次生活圏の骨格となるとともに、主要幹線道路を補完して、二次生活圏相互を連絡する道路をいう。

都市部にあつては、その骨格及び近隣住区の外郭となる道路をいう。

##### ③ 補助幹線道路

地方部にあつては、主として地方生活圏内の一次生活圏の骨格となるとともに、幹線道路を補完して、一次生活圏相互を連絡する道路をいう。

また、都市部にあつては、近隣住区内の幹線となる道路をいう。

→上記①、②以外の国道、主要地方道及び一般県道。

また、概ね4車線以上を有する主要な市道、及び観光に資すると認められる市道。

#### 注)用語の定義

- ・一次生活圏:市役所、区役所、診療所、中学校などの基礎的な公共施設が集まっていて、それらのサービスが及ぶ地域をいう。
- ・二次生活圏:大きな買い物ができる商店街、専門医をもつ病院、高等学校などからなり、広範囲の利用圏をもつ都市を中心に、一次生活圏をいくつかその中に含む地域をいう。
- ・地方生活圏:ある程度の大きさをもった都市を中心として、いくつかの二次生活圏から構成される地域をいう。

以上の機能分類の考え方をとりまとめ、次のイのように道路を分類した。

イ 浜名湖周辺地域(浜松市域・湖西市域)における道路分類の設定

本地域における道路の分類を以下のように設定し、経路案内標識等の設置対象路線を明確にする。

道路の分類

道路分類	対象路線
主要幹線道路	東名高速 新東名高速 三遠南信自動車道（一部整備中） (国)1号浜松バイパス (国)150号 (国)1号浜名バイパス (国)150号バイパス (国)1号潮見バイパス
幹線道路	(国)42号 (主)袋井春野線 (国)152号 (主)浜北袋井線 (国)257号 (主)浜松雄踏線の一部区間 (国)301号 (主)浜松環状線 (国)362号 (主)豊橋湖西線 (国)473号 (主)豊橋大知波線 (主)掛川天竜線 (一)新居浜名線 (主)天竜浜松線の一部区間
補助幹線道路	主要幹線道路及び幹線道路に分類されない上記以外の国道、主要地方道及び一般県道と、次にあげる市道、都市計画道路など (市)須部灰の木線 (市)沢上灰の木原線 (市)中野町三方原線 (市)東三方都田線 (市)湖東葵線 (市)深萩呉松線 (市)西丘深萩線 (市)高丘花川線 (市)小池三島線 (市)曳馬中田島線 (市)旭町鴨江線 (市)飯田鴨江線 (市)龍禅寺雄踏線 (市)鴨江倉松線 (市)上島柏原線 (市)萩湖東線 (市)飯田鶴見線 (市)館山寺201号線 (市)大原2号線 (市)大原半田線 (市)有玉南初生線バイパス (市)大久保古人見線 (市)中郡福塚線の一部区間 (市)植松和地線の一部区間 (市)早出寺脇線の一部区間

道路の分類と目標地（参考）

道路の分類 \ 目標地	重要地	主要地	一般地
主要幹線道路	◎	○	
幹線道路	◎	◎	○
補助幹線道路	◎	◎	◎

注：◎ 第1ランク（原則として用いる地名）

○ 第2ランク（2地名表示の場合用いる地名）

出典：道路標識設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）

(2) 経路案内に用いる目標地の整理

標識設置基準に示されている「地名方式に用いる目標地の選定」を参考にして、地域と地点を対象とした目標地(情報内容)を以下のように分類する。(注：青字は隣接他県の目標地名)

	分類	浜名湖周辺地域：浜松市域〔浜松市所管〕及び湖西市域〔浜松土木・湖西市所管〕
目標地	基準地	名古屋、静岡、浜松 【限定基準地】水窪
	重要地	名古屋、豊橋、飯田、静岡、浜松、御前崎
	主要地	【中心都市】豊川、新城、磐田、掛川、島田、袋井 【結節点等】三ヶ日、引佐、天竜、川根本町、東栄 【鉄道・港湾】伊良湖岬 【史跡・名勝】舘山寺 【合併関連】浜松市街
	一般地	湖西、豊根、南信濃、森
	市域内案内	(中央区)富塚、笠井、中野町、市野、伊左地、弁天島、舞阪、 村櫛、志都呂、中田島、高塚、飯田、三方原、東三方、 天竜川橋、新天竜川橋、かささぎ大橋、掛塚橋、 遠州大橋、浜松駅、天竜川駅、高塚駅、舞阪駅、 上島駅 (浜名区)平口、中瀬、宮口、小松、都田、新都田、細江、渋川、 奥山、久留女木、飛龍大橋、浜北大橋、浜北駅 (天竜区)船明、横山、佐久間、浦川、春野、龍山、水窪、両島、 熊、羽ヶ庄、門桁、石打松下、胡桃平、田河内、 白倉峡、兵越 (湖西市)湖西市街、新居、白須賀、入出、鷺津駅、新所原駅
	重要路線	東名、新東名、三遠南信自動車道、国道1号浜松 BP、 国道1号浜名 BP、国道1号潮見 BP

【改善項目（上表の赤字部分）】

- ・ 国道152号の末端にある「水窪」を限定基準地(※)として設定。
- ・ 幹線道路相互に交差する結節点であり、かつ合併後においても区名や町名等に使用されている「三ヶ日」、「引佐」、「天竜」を主要地として設定
- ・ 浜名湖周辺地域の観光拠点である名勝地「舘山寺」を主要地として設定
- ・ 市域が広大なため、旧浜松市の中心部を指す地名である「浜松市街」を主要地として設定

※「限定基準地」とは

幹線道路路上で行き止まり路線の末端にある目標地（主要地・重要地・一般地）を案内するために設定した地名。

(3) 市街地のエリアと基準点



(4) 経路案内の方法

経路案内標識は、出発地から目的地付近までの経路を案内するため、道路利用者がある目的地を目指して出発した場合、現在の所在地や路線名、進行方向の確認が適確に把握できるように設置する。

ア 設置箇所と表示内容

「標識設置基準」により、以下のように設置する。

① 設置箇所

一般国道、都道府県道、幹線的な市道に設置する。

交差点に設置する経路案内標識の設置目安（参考）

対象道路 \ 交差道路	主要幹線道路	幹線道路	補助幹線道路
主要幹線道路	予 交 確	予 交 確	予 交 確
幹線道路	予 交 確	予 交 確	予 交 確
補助幹線道路	予 交 確	予 交 確	予 交 確

注：上表は、予告案内標識、交差点案内標識、確認案内標識を、すべて対象路線上に設置するものとして整理している。

予……予告案内標識(108系)

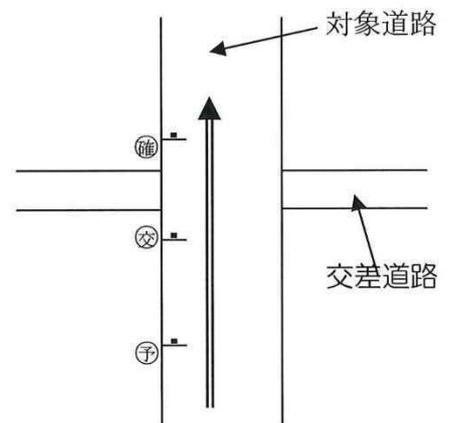
交……交差点案内標識(105系、108系)

確……確認案内標識(106-A、118系、119系)

○ ……設置すべきもの(ただし、予告案内標識については、対象道路が片側1車線の道路である場合には、必要に応じて設置するものとする。)

○ ……必要に応じて設置するもの

出典：道路標識設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）



経路案内標識（例）

② 標識の種類

105系、106-A、108系、118系、119系等の標識を使用する。



経路案内標識 105系（例）



経路案内標識 106-A（例）



経路案内標識 108系（例）

③ 表示する内容

(単路部) 現在地、道路の路線番号・通称名、方面を示す地名等

(交差点部) 方面を示す地名及び方向を示す矢印、道路の路線番号・通称名等

道路利用者が必要とする情報（参考）

	道路上の位置	必要な情報	表示内容	対応する標識 (一般道路の場合)	
経路案内	単路部	今、自分がいる位置に関する情報	・現在地	101、102-A、114 系 補助標識 512	
		今、自分が走行している道路に関する情報	・道路の路線番号 ・道路の通称名	118 系 119 系	
		今、自分が向かっている方面に関する情報	・方面を示す地名	106-A	
	交差点付近	交差点流入部 (予告案内)	自分が進むべき方向に関する情報	・方面を示す地名及び 方向を示す矢印	108 系
		交差点 (交差点案内)	〃	〃	105 系、108 系
		交差点流出部 (確認案内)	選択した方向が正しいかどうかを確認するための情報	・選択した道路が向かっている方面を示す地名 ・道路の路線番号 ・道路の通称名	106-A 118 系 119 系
地点案内	—	今、自分がいる地点に関する情報	・現在地	101、102-A、114 系 補助標識 512	

出典：道路標識設置基準・同解説（社団法人日本道路協会）

### イ 交差点付近の基本的な表示ルール

交差点付近に設置する経路案内標識の設置の目安は、「標識設置基準」に基づいて、対象道路及び交差道路の種類に応じて設置する。また、その表示方法は、道路の種類に応じて目標地を表示する。



目標地の基本的な表示（例）

当該道路の進行方向にある目標地については、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路など、道路の分類に応じて、第1ランク地名のうち、最も近いものを表示することを原則とする。

但し、主要幹線道路、幹線道路においては、当該道路の進行方向に2地名表示を行って、案内の連続性を保つとともに、短・中距離ドライバーに対しても目標地の案内を行うことが望ましい。

また、補助幹線道路においては、1地点表示とする。

目標地を2地名表示とする場合は、原則として横1列に表示し、この場合、左側は最も近い第1ランク地名を、右側は最も近い第2ランク地名とする。（左写真参照）

但し、最も近い第1ランク地名が最も近い第2ランク地名より当該路線近地点であるときは、右側に最も近い第1ランク地名を、左側にその次の第1ランク地名を表示する。

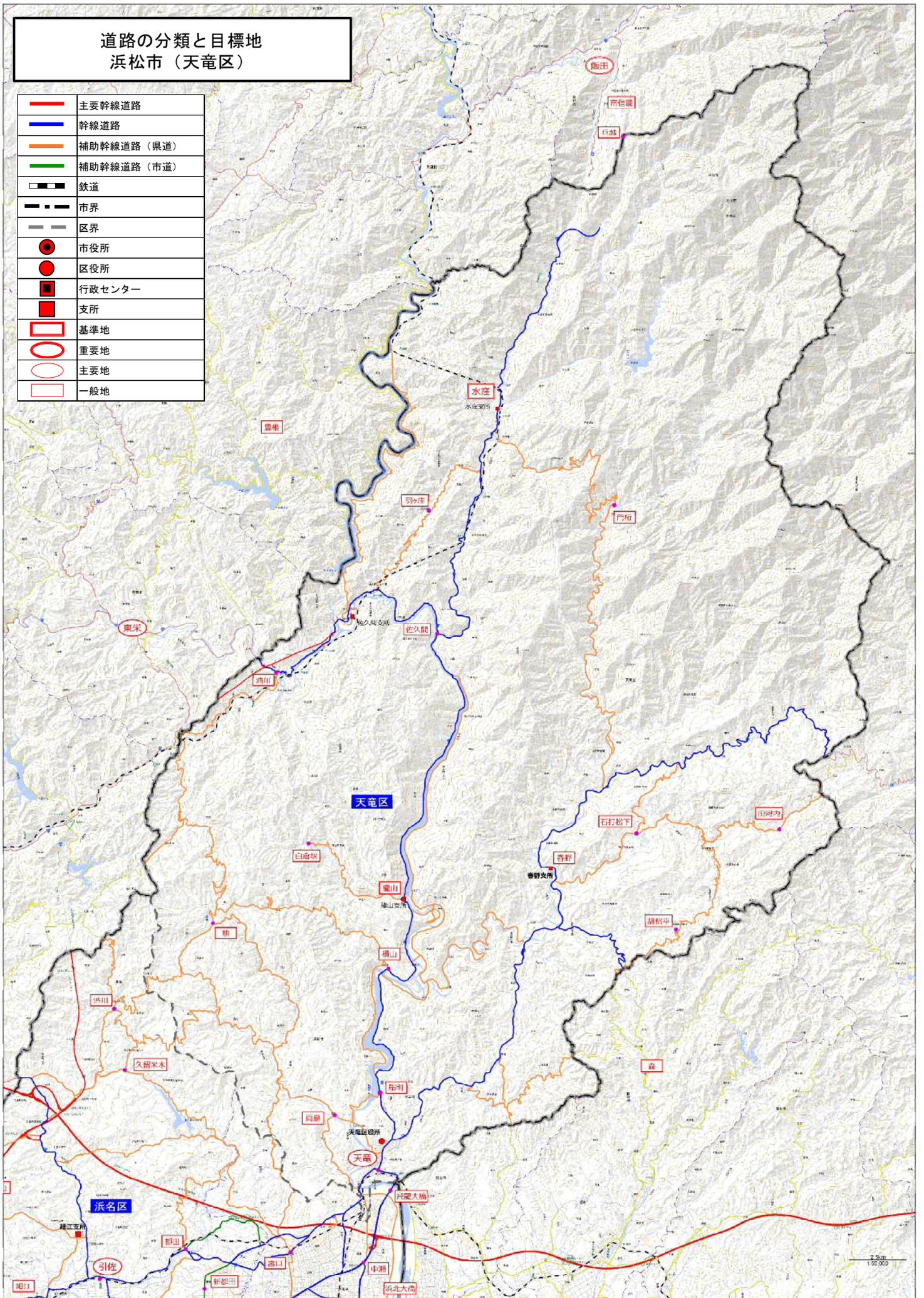
注：環状線においては、特殊な路線であるため第一ランク地名を表示する場合、最寄りの主要地を表示することで適切な案内を行うこととする。

### ウ 表示する目標地の統一化

標識を設置する道路の性格、周辺の道路網、目標地の間隔、市町村合併、既存標識の表示内容などを考慮して、浜名湖周辺地域（浜松市・湖西市）の目標地を設定する。

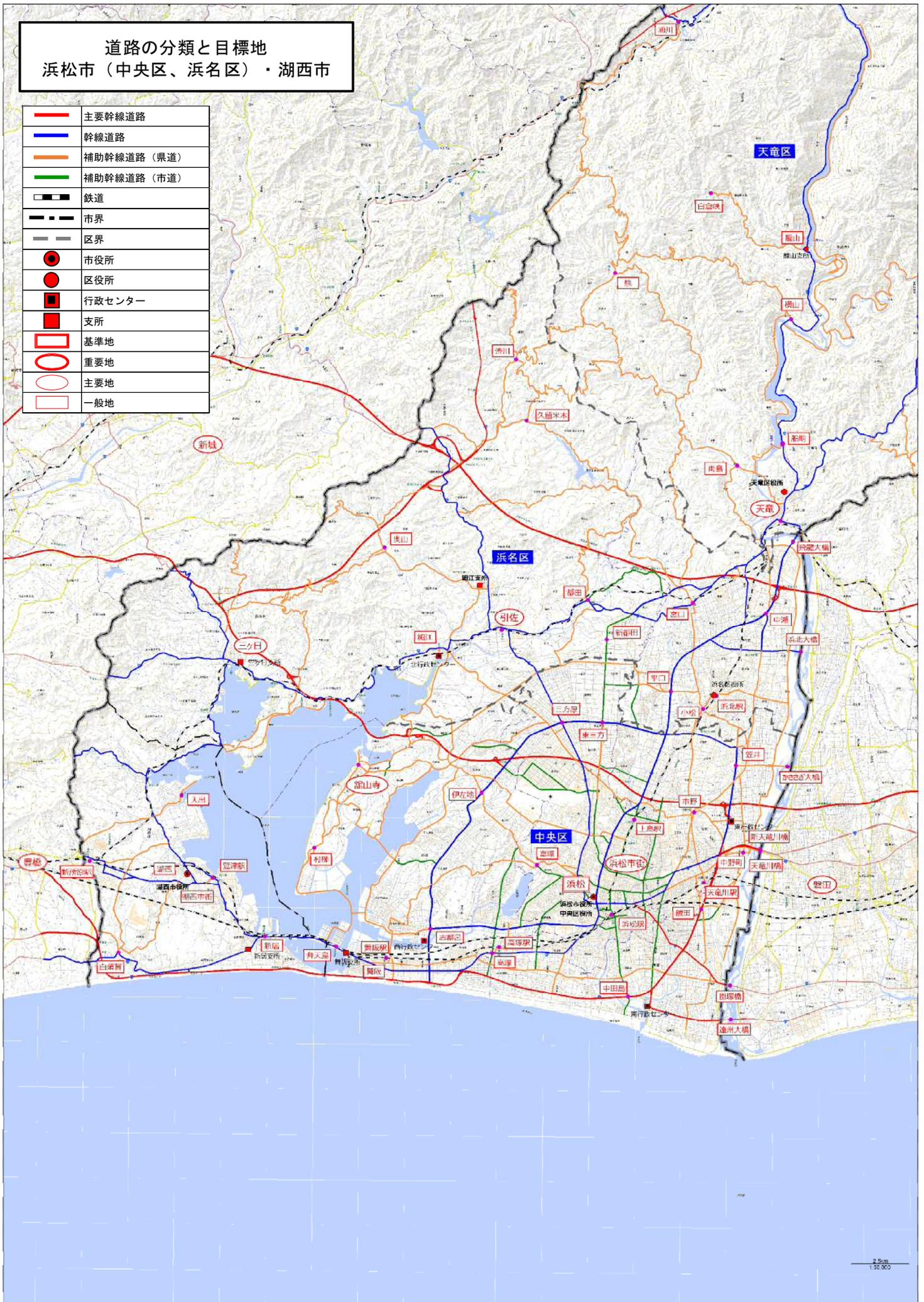
道路の分類と目標地  
浜松市（天竜区）

	主要幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路（県道）
	補助幹線道路（市道）
	鉄道
	市界
	区界
	市役所
	区役所
	行政センター
	支所
	基準地
	重要地
	主要地
	一般地



道路の分類と目標地  
浜松市（中央区、浜名区）・湖西市

	主要幹線道路
	幹線道路
	補助幹線道路（県道）
	補助幹線道路（市道）
	鉄道
	市界
	区界
	市役所
	区役所
	行政センター
	支所
	基準地
	重要地
	主要地
	一般地



### 3. 著名地点案内標識・著名地点誘導標識の整備方針

著名地点案内標識（法定標識）は、行政境界や著名地点、主要交差点等目的地付近の現在地を案内し、目的地到着したか否かを情報提供するもので、本計画では、著名地点案内標識と著名地点誘導標識（法定外標識）を組み合わせた観光エリアなど著名地点への案内誘導強化策について整備方針を整理する。

#### 【設置位置】

本計画では（著名地点）と（主要地点）について整備方針を整理する。

（行政境界）市町村の境界及び都道府県の境界に設置し、市町村名や区名及び都道府県名を表示

（著名地点）公園、名所旧跡、公共施設、河川等の前面及び分岐点

（主要地点）主要な交差点、主要な町・丁目、主要な橋やトンネル等交通上の主要な目標となる地点

#### 【標識の種類】

101系、102-A系、114系、補助標識512系など



行政境界 101・102-A (例)

著名地点 114-A (例)

主要地点 114の2-A (例)

注：114-Aの標識表示はピクト、文字、矢印(方向によりピクトと矢印の位置が入れ替わる)の順で表示する。

#### (1) 案内を要する著名地点

##### ア 著名地点の要件

##### ① 公共性

営利目的でないこと。

##### ② 広域性

その利用形態が、特定の地域に限定されない広範な利用があること。

##### ③ 安全性

専用駐車場を有すること。

主要な道路から離れた施設については、主要な道路から目的地までの道路が安全な構造(幅員)であること。

#### 著名地点案内等を設置する主な施設

分類	例
交通施設	駅、バスターミナル、市場、流通センター、港湾、空港、公共駐車場、道の駅
文化施設	公園、遊園地、動物園、植物園、庭園、霊園、墓地、博物館、美術館、絵画館、図書館、資料館、公会堂、文化会館、劇場
名所・旧跡	神社、仏閣、寺院、教会、史跡(城跡、墓、貝塚、碑、古戦場)
観光地	展望台、タワー、洞窟、沼、池、湖、滝、渓谷、名木、河川、橋、峠、ダム、その他の名称
公共(的)施設	大使館、公的地方のサービス機関、病院、学校、警察署、消防署、郵便局、電話局、ホテル、ユースホステル、国民宿舎
体育施設	体育館、運動場、球技場、海水浴場、釣場、ハイキングコース、サイクリングコース、モーター艇場(山小屋)

：茶色の案内板で誘導できる主要な観光施設の分類

イ 設置の区分

著名地点標識は及び著名地点誘導標識は、道路管理者が「道路付属物」として、道路占有者が「道路占用物件」として、それぞれで整備及び維持管理する。

著名地点標識の設置区分

設置者	位置付け	根拠法令	備考
道路管理者	道路付属物	道路法 第二条第2項	
道路占有者	道路占用施設	道路法 第三十二条第1項 道路法施行令 第七条	道路敷地以外に余地がなくやむを得ない場合に限られる。 道路法 第三十三条第1項

注：このほか、道路法第二十四条による設置がある。

県・市が管理する道路上における著名地点案内等の分類と位置付け

標識種別		設置者	施設(地点標識)の分類	備考
A	著名地点案内 (白板)	道路管理者 (道路付属物)	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等	著名地点誘導標識で案内する主要な観光地を除く
B		道路占有者 (道路占用施設)		
C	集合型 著名地点誘導 (茶板)	道路管理者 (道路付属物) 又は 道路占有者 (道路占用施設)	主要な観光地 ・ 動植物園 ・ 名所/旧跡 ・ 景勝地 ・ 観光施設	
D	著名地点誘導 (茶板)			

ウ 著名地点への誘導等

各施設により設置数、誘導距離にばらつきが生じないように、該当施設までの主要アクセスルートのうち補助幹線道路以上の直近交差点と、施設直近への設置を基本とする。

その他、施設名称については、来街者にも分かりやすい名称で統一を図る。

## (2) 著名地点への案内方法

## ア 観光エリアへの案内誘導の強化

全国各地から観光目的で訪れる道路利用者を案内誘導する場合の課題であった①～③に適応し、道路案内標識（法定標識）と著名地点誘導標識（法定外標識）を組み合わせることで段階的案内誘導を可能にした公共サイン整備を行う。

- ①案内の連続性の確保：観光エリアの設定と観光エリア名の目標地（一般地）、著名地点案内等を設置する施設の選定、指定
- ②案内標識の視認性向上：近隣者が利用する学校施設や図書館などへの案内と、広域からの利用者が見込まれる施設等への案内が、一目で区別できるようにするため、前者への案内に著名地点案内標識（白色）を、後者への案内に著名地点誘導標識（茶色）を採用
- ③広域から効率的な案内誘導：主要観光ルートの設定

## イ 地域内の各観光エリア設定と誘導方法

## ・各観光エリアの設定

館山寺・弁天島、奥浜名湖、新居・湖西、北遠など、昔から著名で主要な観光地周辺を観光エリアとして定め、エリアへ誘導する主要な観光ルートを設定する。

## ・経路案内標識と著名地点案内の連携

誘導ルート上にある道路案内標識（青色・経路案内）により、各エリアへの誘導を行う。

各エリアへの入口部には、道路管理者等がエリア内の集合型著名地点誘導標識（茶色）を設置して目的地を捜し易くする。また、エリア内の主要な分岐点においても、必要箇所には著名地手入道標識（茶色）や集合型著名地点誘導標識（茶色）を設置することによって、連続性のある案内や誘導を行なう。

## ・到着確認標識の設置

各主要施設の管理者は、目的地内に到着確認できる表示及び施設説明板を設置して、来訪者が到着を確認できるようにする。

## ・ユニバーサルデザインの対応

地点案内標識及び著名地点誘導標識の表示は、日本語、国際語としての英語、ピクトグラムを基本とし、必要に応じて多言語化するなど、ユニバーサルデザインに取り組む

観光系施設の設定(著名地点誘導)

標識の所管	誘導エリア	対象とする目的地(現地案内地名等)	
道路管理者 又は 道路占有者	① 浜松市街エリア	浜松城、アクトシティ浜松、浜松市楽器博物館、浜松科学館、浜松アリーナ	
	② 中田島エリア	中田島砂丘、浜松まつり会館、遠州灘海浜公園	
	③ 館山寺エリア	館山寺温泉、はままつフラワーパーク、浜松市動物園	
	④ 浜北・天竜エリア	あらたまの湯、浜北森林公園、はままつフルーツパーク、秋野不矩美術館、二俣城跡	
	北 遠 エ リ ア	⑤ 春野エリア	秋葉神社下社
		⑥ 佐久間・水窪 エリア	秋葉神社上社、山住神社、佐久間ダム、秋葉ダム、高根城跡、白倉峡
	⑦ 表浜名湖エリア	弁天島温泉、浜名湖ガーデンパーク	
	⑧ 奥浜名湖エリア	気賀関所、竜ヶ岩洞、奥山方広寺、龍潭寺、初山宝林寺、摩訶耶寺、大福寺、三ヶ日温泉、井伊谷城跡	
	⑨ 湖西エリア	新居関所、本興寺	

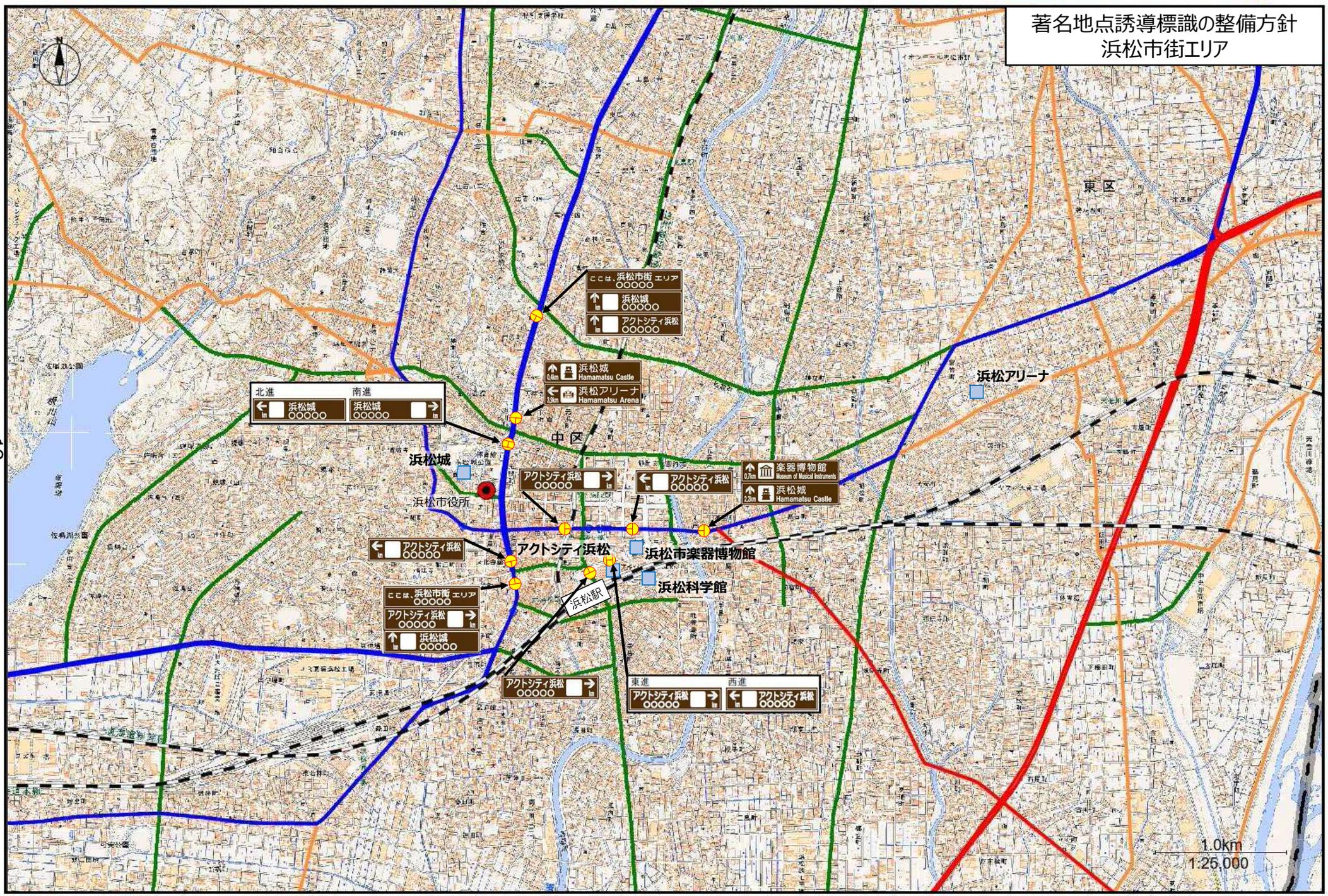
【湖西市域は県浜松土木事務所及び湖西市所管】

① 浜松市街エリア

誘導エリア(浜松市街)の著名な施設分類

標識種別	【AA】 経路案内標識:108系	【A】 著名地点案内標識 :114系	【B】 著名地点案内標識:114系	【C】 集合型著名地点誘導	【D】 著名地点誘導	その他
	地域代表著名な施設等を一般地として案内	概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内	主要な観光地(3箇所まで)を案内	主要な観光地を案内	駐車場等条件を満たす同等施設
設置者	道路管理者・表示修正	道路管理者	道路占用者	道路管理者 又は 道路占用者	道路管理者 又は 道路占用者	道路占用者
交通施設	浜松駅	浜松駅				
文化施設			Uホール、アイミティ浜松、 クリエート浜松、美術館、こども館、 中央図書館		アクトシティ浜松 浜松市楽器博物館、 浜松科学館	浜松市美術館
名所旧跡					浜松城	
観光地						
公共(的)施設		浜松市役所 中央区役所、 中央土木整備事務所	静岡大学、静岡文化芸術大学、 聖隷浜松病院、遠州病院、 浜松医療センター、 浜松地方合同庁舎、 浜松河川国道事務所、東税務署、西税 務署、東年金事務所、西年金事務所、 静岡県浜松総合庁舎、 浜松中央警察署、浜松東警察署			
体育施設			浜松市武道館		浜松アリーナ	

著名地点誘導標識の整備方針  
浜松市街エリア

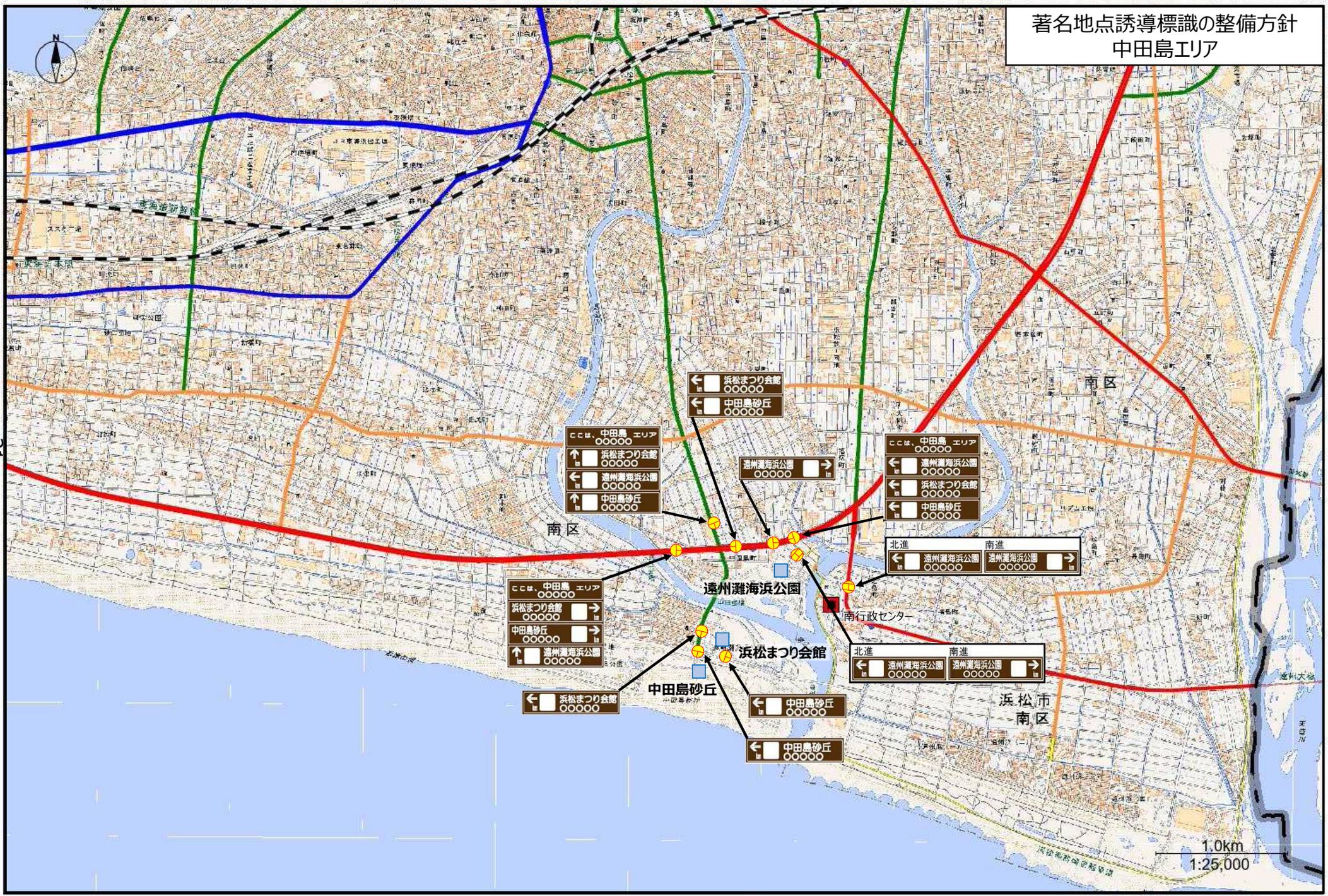


② 中田島エリア

誘導エリア(中田島)の著名な施設分類

標識種別	【AA】	【A】	【B】	【C】	【D】	その他
	経路案内標識:108系 地域代表著名な施設等を一般地として案内	著名地点案内標識:114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	著名地点案内標識:114系 概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内	集合型著名地点誘導 主要な観光地(3箇所まで)を案内	著名地点誘導 主要な観光地を案内	
設置者	道路管理者・表示修正	道路管理者	道路占有者	道路管理者又は道路占有者	道路管理者又は道路占有者	道路占有者
交通施設	国道1号、国道150号、 国道150号BP、遠州大橋					
文化施設				遠州灘海浜公園 浜松まつり会館		
名所旧跡						
観光地				中田島砂丘		
公共(的)施設		南行政センター	西遠浄化センター			
体育施設						

著名地点誘導標識の整備方針  
中田島エリア

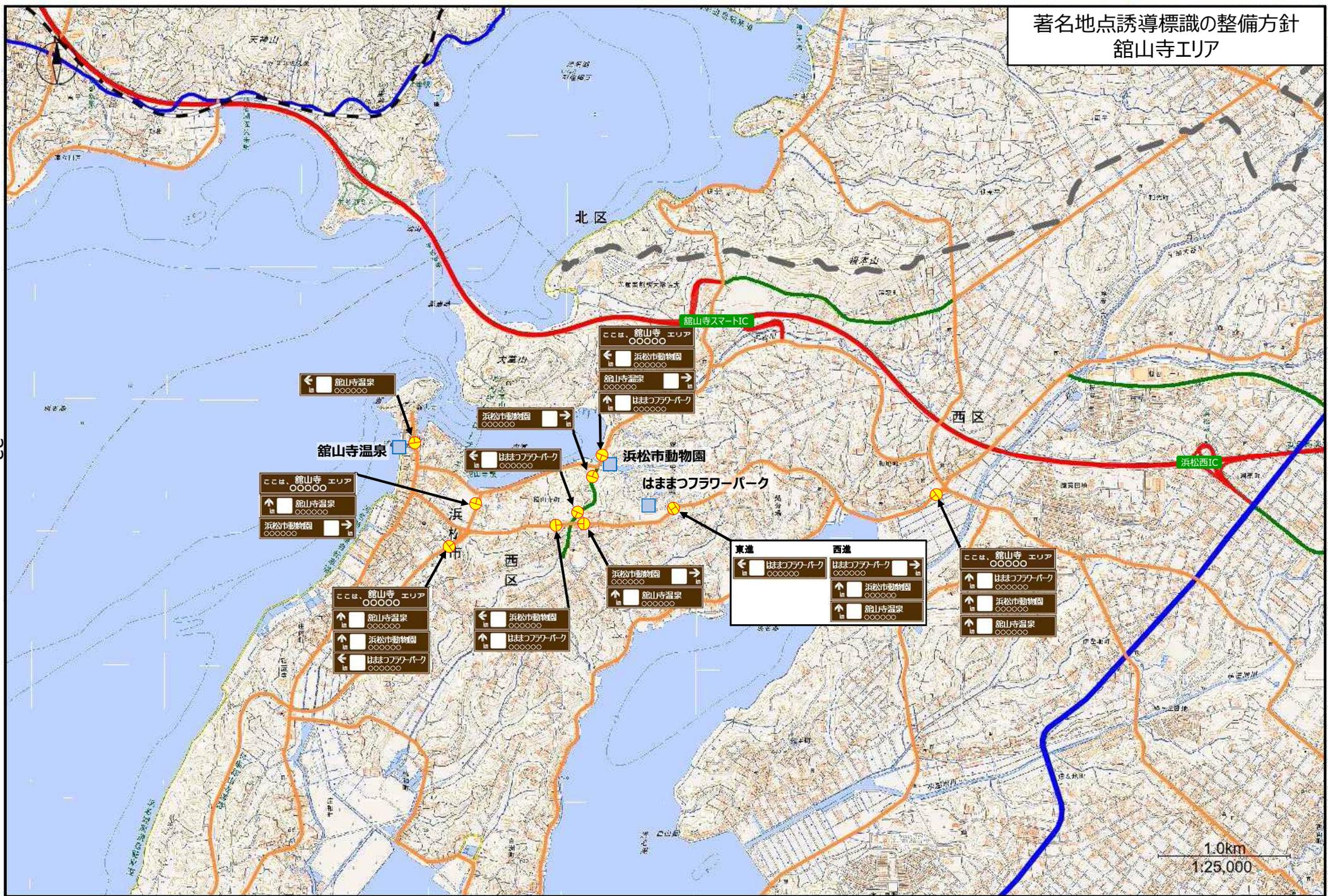


③ 館山寺エリア

誘導エリア(館山寺)の著名な施設分類

標識種別	【AA】	【A】	【B】	【C】	【D】	その他
	経路案内標識:108系 地域代表著名な施設等を一般地として案内	著名地点案内標識:114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	著名地点案内標識:114系 概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内	集合型著名地点誘導 主要な観光地(3箇所まで)を案内	著名地点誘導 主要な観光地を案内	駐車場等条件を満たす同等施設
設置者	道路管理者・表示修正	道路管理者	道路占有者	道路管理者又は道路占有者	道路管理者又は道路占有者	道路占有者
交通施設						
文化施設				はままつフラワーパーク、 浜松市動物園		
名所旧跡						
観光地	館山寺			館山寺温泉		
公共(的)施設						
体育施設						

著名地点誘導標識の整備方針  
館山寺エリア



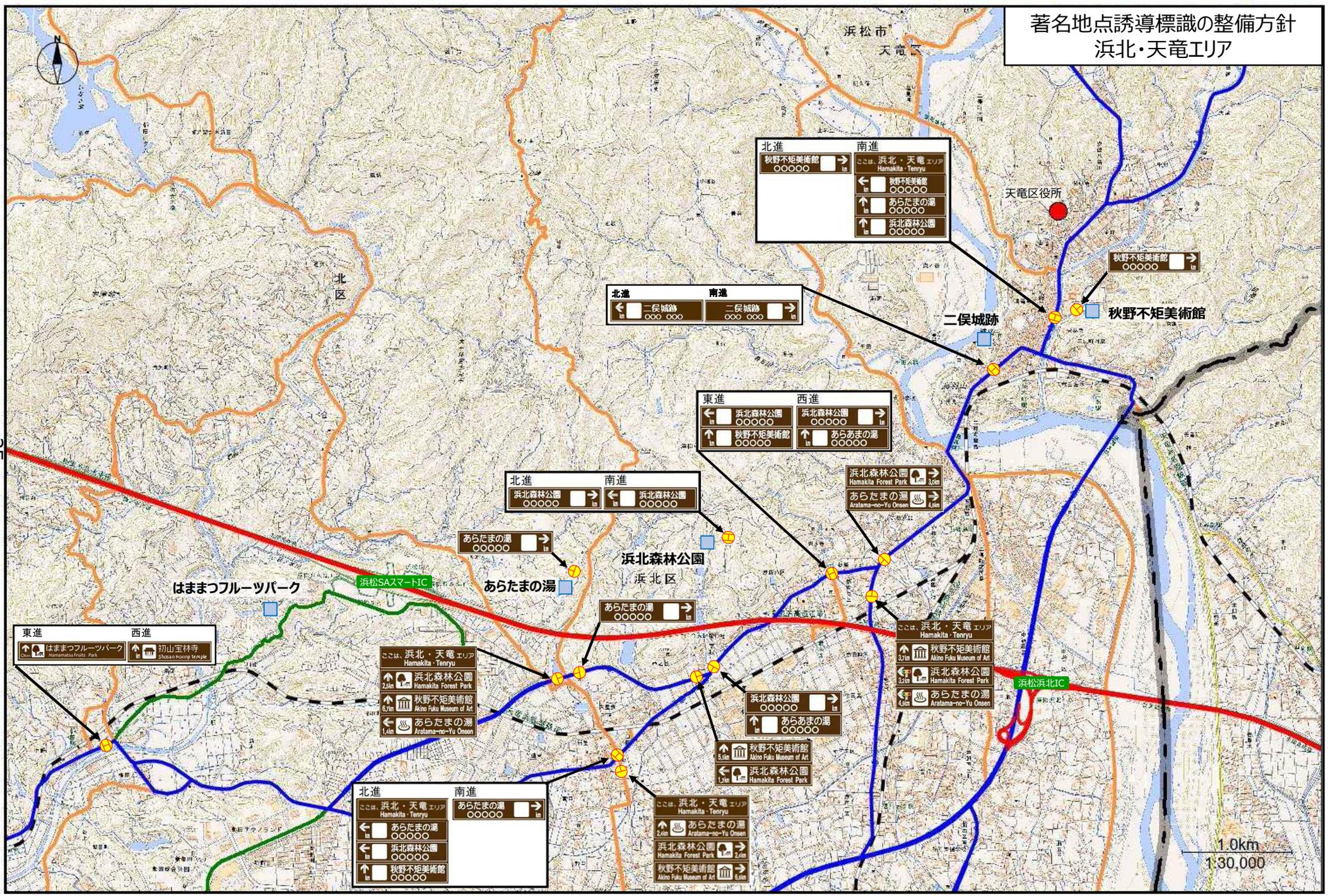
1.0km  
1:25,000

④ 浜北・天竜エリア

誘導エリア(浜北・天竜)の著名な施設分類

標識種別	【AA】	【A】	【B】	【C】	【D】	その他
	経路案内標識:108系 地域代表著名な施設等を一般地として案内	著名地点案内標識:114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	著名地点案内標識:114系 概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内	集合型著名地点誘導 主要な観光地(3箇所まで)を案内	著名地点誘導 主要な観光地を案内	
設置者	道路管理者・表示修正	道路管理者	道路占用者	道路管理者又は道路占用者	道路管理者又は道路占用者	道路占用者
交通施設		天竜二俣駅、西鹿島駅、道の駅 天竜相津花桃の里				
文化施設			御馬ヶ池緑地、鳥羽山公園、浜北万葉の森公園、天竜壬生ホール、天竜図書館	浜北森林公園、秋野不矩美術館	はままつフルーツパーク	
名所旧跡					二俣城跡	光明寺
観光地				あらたまの湯		船明ダム
公共(的)施設		天竜区役所、天竜土木整備事務所	天竜病院、天竜警察署、静岡県北遠総合庁舎			
体育施設			明神池運動公園、天竜川大平運動公園、天竜川運動公園、船明ダム運動公園、天竜ポート場、天竜B&G海洋センター			

著名地点誘導標識の整備方針  
浜北・天竜エリア



<b>北進</b>	<b>南進</b>
秋野不矩美術館 ○○○○○	ここは、浜北・天竜エリア Hamakita-Tenryu
	秋野不矩美術館 ○○○○○
	あらたまの湯 ○○○○○
	浜北森林公園 ○○○○○

<b>北進</b>	<b>南進</b>
二俣城跡 ○○○○○	二俣城跡 ○○○○○

<b>東進</b>	<b>西進</b>
浜北森林公園 ○○○○○	浜北森林公園 ○○○○○
秋野不矩美術館 ○○○○○	あらあまの湯 ○○○○○

<b>北進</b>	<b>南進</b>
浜北森林公園 ○○○○○	浜北森林公園 ○○○○○

浜北森林公園 Hamakita Forest Park 3.0km
あらたまの湯 Aritama-no-Yu Onsen 4.5km

<b>東進</b>	<b>西進</b>
はままつフルーツパーク Hamamatsu Fruits Park	初山宝林寺 Shokan Hōrin Temple

ここは、浜北・天竜エリア Hamakita-Tenryu
2.5km 浜北森林公園 Hamakita Forest Park
6.7km 秋野不矩美術館 Akino Fuku Museum of Art
1.4km あらたまの湯 Aritama-no-Yu Onsen

浜北森林公園 ○○○○○
あらあまの湯 ○○○○○

ここは、浜北・天竜エリア Hamakita-Tenryu
3.7km 秋野不矩美術館 Akino Fuku Museum of Art
3.2km 浜北森林公園 Hamakita Forest Park
4.9km あらたまの湯 Aritama-no-Yu Onsen

<b>北進</b>	<b>南進</b>
ここは、浜北・天竜エリア Hamakita-Tenryu	あらたまの湯 ○○○○○
あらたまの湯 ○○○○○	
浜北森林公園 ○○○○○	
秋野不矩美術館 ○○○○○	

ここは、浜北・天竜エリア Hamakita-Tenryu
2.4km あらたまの湯 Aritama-no-Yu Onsen
2.4km 浜北森林公園 Hamakita Forest Park
秋野不矩美術館 Akino Fuku Museum of Art 6.5km

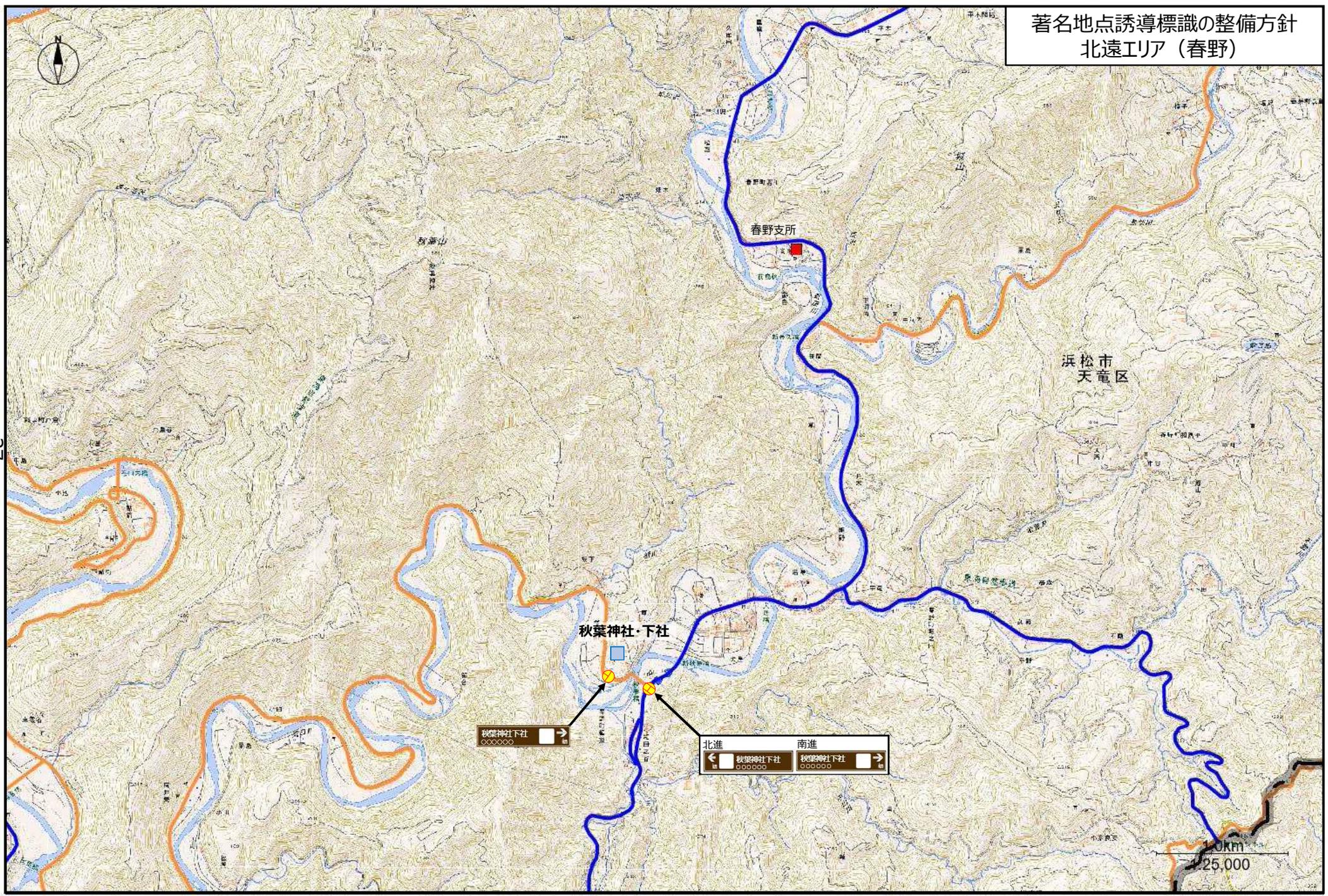
1.0km  
1:30,000

⑤ 北遠エリア（春野）

誘導エリア（春野）の著名な施設分類

標識種別	【AA】	【A】	【B】	【C】	【D】	その他
	経路案内標識：108系 地域代表著名な施設等を一般地として案内	著名地点案内標識：114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	著名地点案内標識：114系 概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内	集合型著名地点誘導 主要な観光地（3箇所まで）を案内	著名地点誘導 主要な観光地を案内	駐車場等条件を満たす同等施設
設置者	道路管理者・表示修正	道路管理者	道路占有者	道路管理者又は道路占有者	道路管理者又は道路占有者	道路占有者
交通施設						
文化施設			春野文化センター、 春野図書館、 春野ふれあい公園			
名所旧跡					秋葉神社下社	犬居城跡
観光地						明神峡、新宮池
公共(的)施設		春野支所				
体育施設						

著名地点誘導標識の整備方針  
北遠エリア（春野）

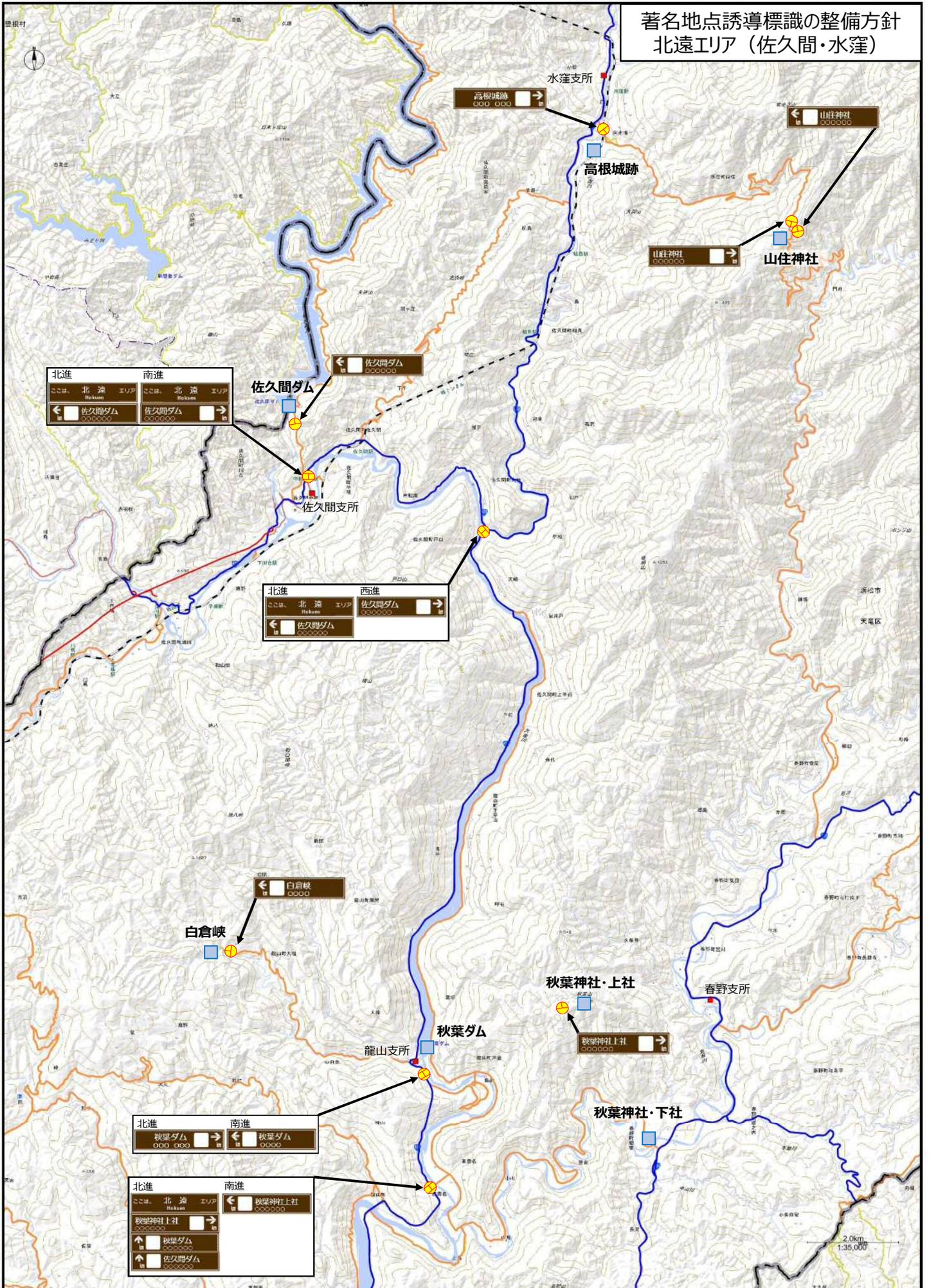


⑥ 北遠エリア（佐久間・水窪）

誘導エリア（佐久間・水窪）の著名な施設分類

標識種別	【AA】	【A】	【B】	【C】	【D】	その他
	経路案内標識:108系 地域代表著名な施設等を一般地として案内 設置者 道路管理者・表示修正	著名地点案内標識:114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 道路管理者	著名地点案内標識:114系 概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内 道路占用者	集合型著名地点誘導 主要な観光地（3箇所まで）を案内 道路管理者又は道路占用者	著名地点誘導 主要な観光地を案内 道路管理者又は道路占用者	
交通施設		中部天竜駅、浦川駅	スーパー林道			
文化施設			水窪文化会館、 龍山森林文化館、 佐久間図書館、水窪図書館、 龍山図書館			
名所旧跡				秋葉神社上社	山住神社、高根城跡	
観光地				佐久間ダム、秋葉ダム	白倉峽	水窪ダム、山王峽
公共(的)施設		佐久間支所、水窪支所、 龍山支所	佐久間病院			
体育施設			佐久間ふれあい運動公園、 天竜の森、水窪総合体育館			

著名地点誘導標識の整備方針  
北遠エリア（佐久間・水窪）



⑦ 表浜名湖エリア

誘導エリア(表浜名湖)の著名な施設分類

標識種別	【AA】	【A】	【B】	【C】	【D】	その他
	経路案内標識:108系 地域代表著名な施設等を一般地として案内	著名地点案内標識:114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内	著名地点案内標識:114系 概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内	集合型著名地点誘導 主要な観光地(3箇所まで)を案内	著名地点誘導 主要な観光地を案内	
設置者	道路管理者・表示修正	道路管理者	道路占用者	道路管理者又は道路占用者	道路管理者又は道路占用者	道路占用者
交通施設	国道1号、国道301号、はまゆう大橋	弁天島駅、舞阪駅				
文化施設			舞阪文化センター、雄踏文化センター、舞阪図書館、雄踏図書館、はまゆう図書館		浜名湖ガーデンパーク	浜名湖体験学習施設ウオット
名所旧跡						
観光地					弁天島温泉	
公共(的)施設		西行政センター、舞阪支所				
体育施設			渚園、雄踏総合公園、舞阪総合体育館、雄踏総合体育館、浜松市総合水泳場 Tobio			

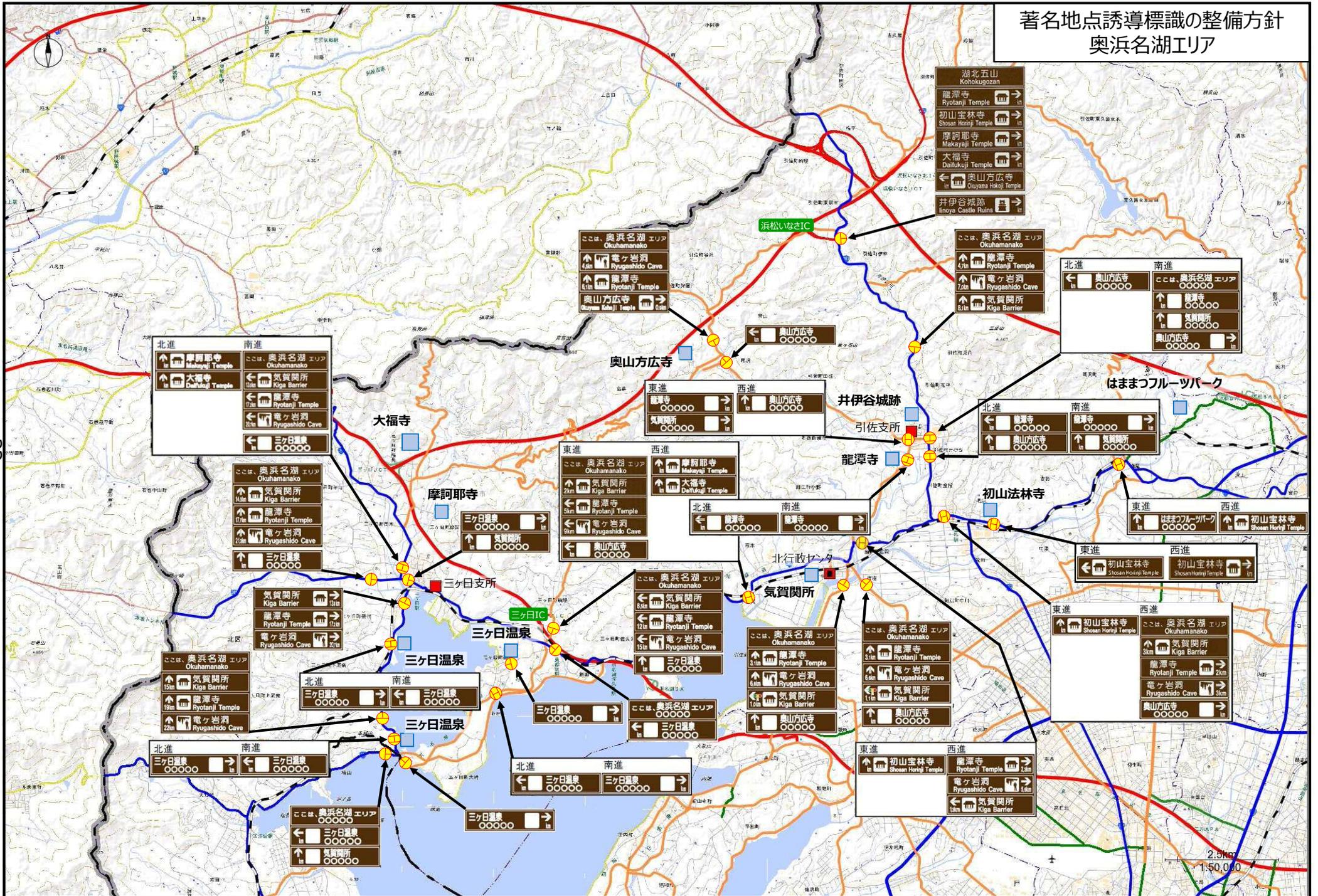


⑧ 奥浜名湖エリア

誘導エリア(奥浜名湖)の著名な施設分類

標識種別	【AA】	【A】	【B】	【C】	【D】	その他
	経路案内標識:108系 地域代表著名な施設等を一般地として案内 設置者 道路管理者・表示修正	著名地点案内標識:114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 道路管理者	著名地点案内標識:114系 概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内 道路占用户	集合型著名地点誘導 主要な観光地(3箇所まで)を案内 道路管理者又は道路占用户	著名地点誘導 主要な観光地を案内 道路管理者又は道路占用户	
交通施設	浜名湖レイクサイドウェイ、本坂トンネル	金指駅、気賀駅、三ヶ日駅				
文化施設			三ヶ日文化ホール、みをつくし文化センター、引佐多目的研修センター、引佐図書館、細江図書館、三ヶ日図書館			
名所旧跡				奥山方広寺、龍潭寺、初山法林寺、摩訶耶寺、大福寺、気賀関所、井伊谷城跡		井伊谷宮
観光地				竜ヶ岩洞	三ヶ日温泉	
公共(的)施設		北行政センター 引佐支所、三ヶ日支所	細江警察署、引佐赤十字病院、国民宿舎奥浜名湖			
体育施設			引佐総合公園、細江総合グラウンド、引佐総合体育館、三ヶ日B&G海洋センター、かわな野外活動センター			

# 著名地点誘導標識の整備方針 奥浜名湖エリア

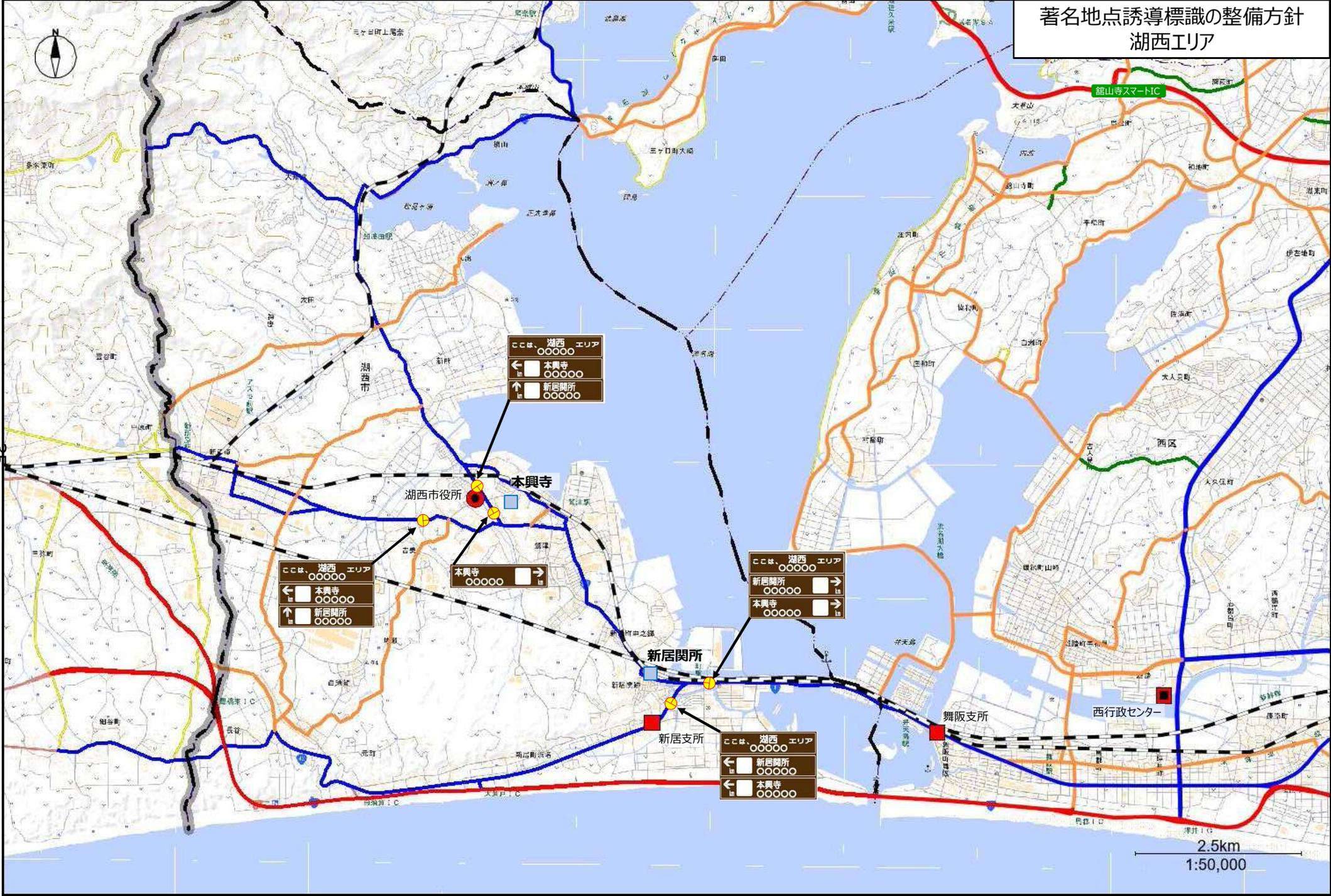


⑨ 湖西エリア

誘導エリア(湖西)の著名な施設分類

標識種別	【AA】	【A】	【B】	【C】	【D】	その他
	経路案内標識:108系 地域代表著名な施設等を一般地として案内 設置者 道路管理者・表示修正	著名地点案内標識:114系 概ね地方生活圏以上を案内対象とする施設等を案内 道路管理者	著名地点案内標識:114系 概ね該当都市町内のものを案内対象とする施設等を案内 道路占用者	集合型著名地点誘導 主要な観光地(3箇所まで)を案内 道路管理者又は道路占用者	著名地点誘導 主要な観光地を案内 道路管理者又は道路占用者	
交通施設	国道1号	道の駅 潮見坂、鷺津駅、新所原駅、新居町駅				
文化施設			豊田佐吉記念館 紀伊国屋資料館 小松楼まちづくり交流館			浜名湖競艇場
名所旧跡					新居関所、本興寺	自須賀宿、摩利支天(東雲寺)
観光地						
公共(的)施設			湖西市役所、湖西警察署、市立湖西病院			
体育施設			湖西運動公園、 アメニティプラザ、 湖西連峰ハイキングコース			

# 著名地点誘導標識の整備方針 湖西エリア



ここは、湖西 エリア  
 ← 本興寺 ○○○○  
 ↑ 新居関所 ○○○○

ここは、湖西 エリア  
 ← 本興寺 ○○○○  
 ↑ 新居関所 ○○○○

本興寺 ○○○○ →

ここは、湖西 エリア  
 新居関所 ○○○○ →  
 本興寺 ○○○○ →

ここは、湖西 エリア  
 ← 新居関所 ○○○○  
 ← 本興寺 ○○○○

2.5km  
 1:50,000

(3) 主要地点案内の方法

主要地点案内標識は道路管理者により設置されるものであり特に交差点における主要地点案内は、「交差点名」にもなることから、現在地の確認に非常に有効である。

そこで、信号機のある交差点においては、所轄警察署と協議の上、補助幹線道路以上が交わる交差点はもとより、その他の路線においても、信号機へ添加する形式で積極的に設置していく。

また、表示する交差点の名称は、該当地点が判断し易いように配慮し、極力、分かり易い名称を採用していく。



経路案内標識 114 の 2-A 系 (例)

#### 4. ユニバーサルデザインへの対応

本行動計画で対応する道路案内標識については、静岡県「しずおか公共サイン整備ガイドライン(平成19年4月)」及び「ふじのくにユニバーサルデザイン推進計画(第6次、令和4年度～令和7年度)」、浜松市の「浜松市道路施設ユニバーサルデザイン指針(平成21年3月)」により、ユニバーサルデザインへの対応を考慮するものとする。

表記語は、利用者の安全・円滑な行動を考慮して視認性の確保を優先することから、日本語と国際語としての英語及びピクトグラムにより表記するものとし、施設名も統一した英語表記を使用する。



浜松市ユニバーサルデザイン指針

##### (1) 道路案内標識への英語サイズの拡大表示

経路案内標識(青板)や地点案内標識に標示する文字については、「標識令」に基づく日本語と英語表記による2ヶ国語とする。なお、英語表記の英字は従来のサイズを1.3倍に拡大して視認性を高めるようにする。

##### (2) 道路案内標識に表示する英語名称の統一

外国人利用者が理解できる英語表記、例えば、「浜松駅前」は「Hamamatu-ekimae」と発音のままローマ字表記しないように、「Hamamatu Sta. South(=浜松駅南口)」として、意味のわかる省略英語表記に統一する。(「しずおか公共サインにおける英語表記のルール」を基本とする。)

###### <英語表記のルール>

- ・ 固有名詞はローマ字表記、普通名詞は英語表記とする。
- ・ ローマ字表記は原則へボン式を用いる。
- ・ 施設名は統一した英語表記を使用する。

##### (3) ピクトグラムの活用の徹底

ユニバーサルデザインの観点から、道路案内標識にピクトグラムによる表記を付すことを基本とする。なお、使用するピクトグラムは、国際的に通用する標準案内用図記号(一部JIS化)を原則とする。

## 5. 景観への対応

### (1) 道路案内標識柱への景観に配慮した色彩の採用

景観への対応として、新たに整備する標識柱の色彩は、周辺の標識柱や道路照明灯柱等の道路付属物の色に合わせたものを採用するなどして、周辺の景観に配慮した色彩を配慮する。

また、老朽化した道路案内標識等は景観上好ましくないので、更新や撤去を進めていく。

### (2) 道路沿線の景観を乱している看板の撤去・集約

景観にすぐれている地域やビューポイントでは、設置数やサインの情報量は必要最小限のものとし、不要なサイン・情報があれば除去することも必要である。

特に民間看板の中には沿線景観の向上を図るため、集約化や撤去等を考えるべきものも多く、今後、屋外広告物の法規制による看板等の撤去や、道路占用許可基準の見直し、設置者への協力依頼などを研究しながら、乱立している標識・看板等の集約化や除却を進め、景観に配慮した対応を図っていく。

## 浜名湖周辺地域公共サイン整備行動計画

令和6年3月

浜松市 土木部 道路企画課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

TEL : 053-457-2232

FAX : 050-3737-0045

E-mail : kotsuanzen@city.hamamatsu.shizuoka.jp